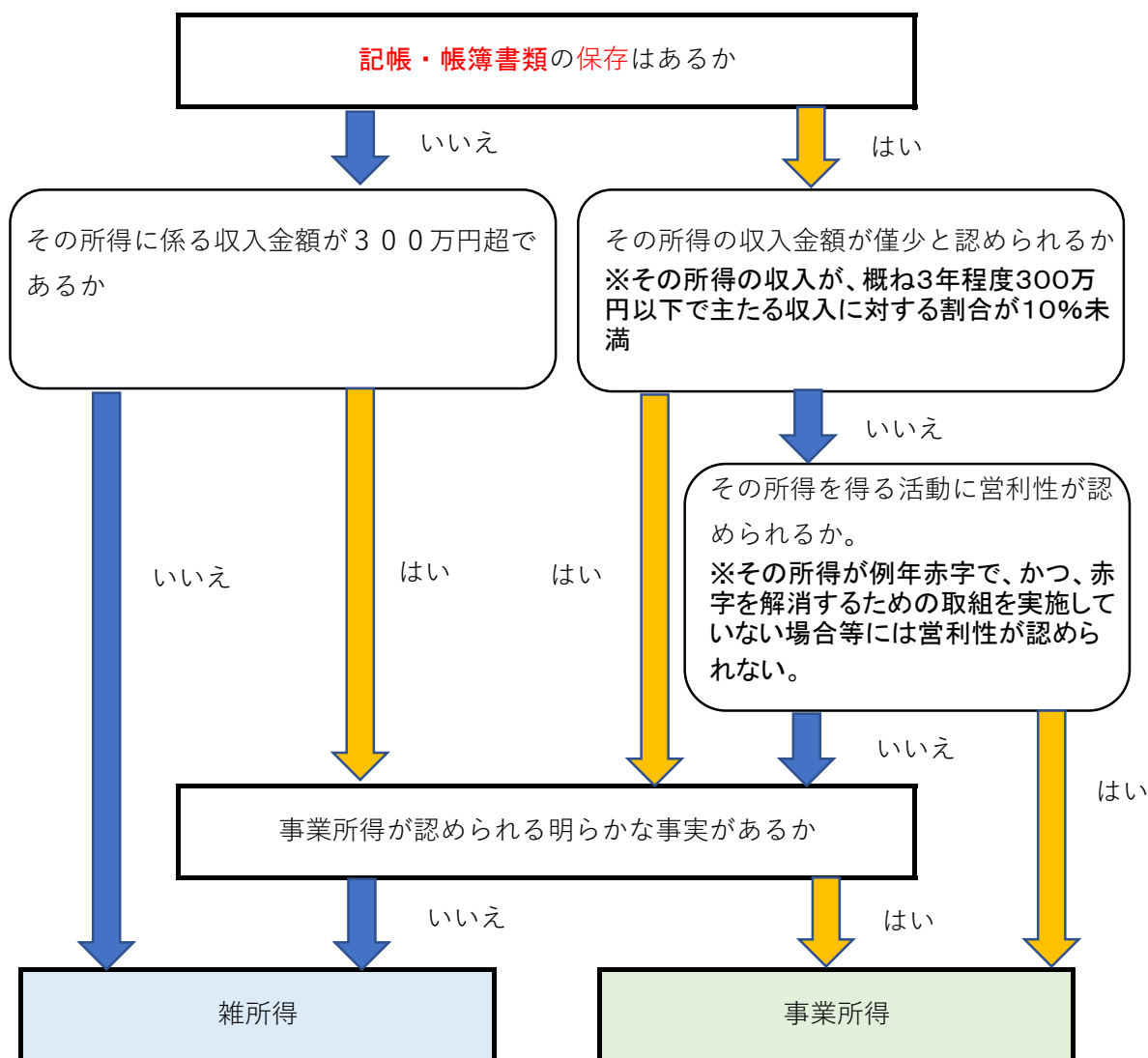


「事業所得」と「雑所得」の区分 フローチャート

通達の改正により、次表のとおり事業所得と業務に係る雑所得等の区分が明らかにされました。

収入金額	記帳・帳簿書類の 保存あり	記帳・帳簿書類の 保存なし
300万円超	社会通念上で判断	社会通念で判断
300万円以下	※概ね事業所得に区分される	業務に係る雑所得



※「雑所得」の赤字の金額は、他の所得から金額を差し引く（損益通算）ことはできません。